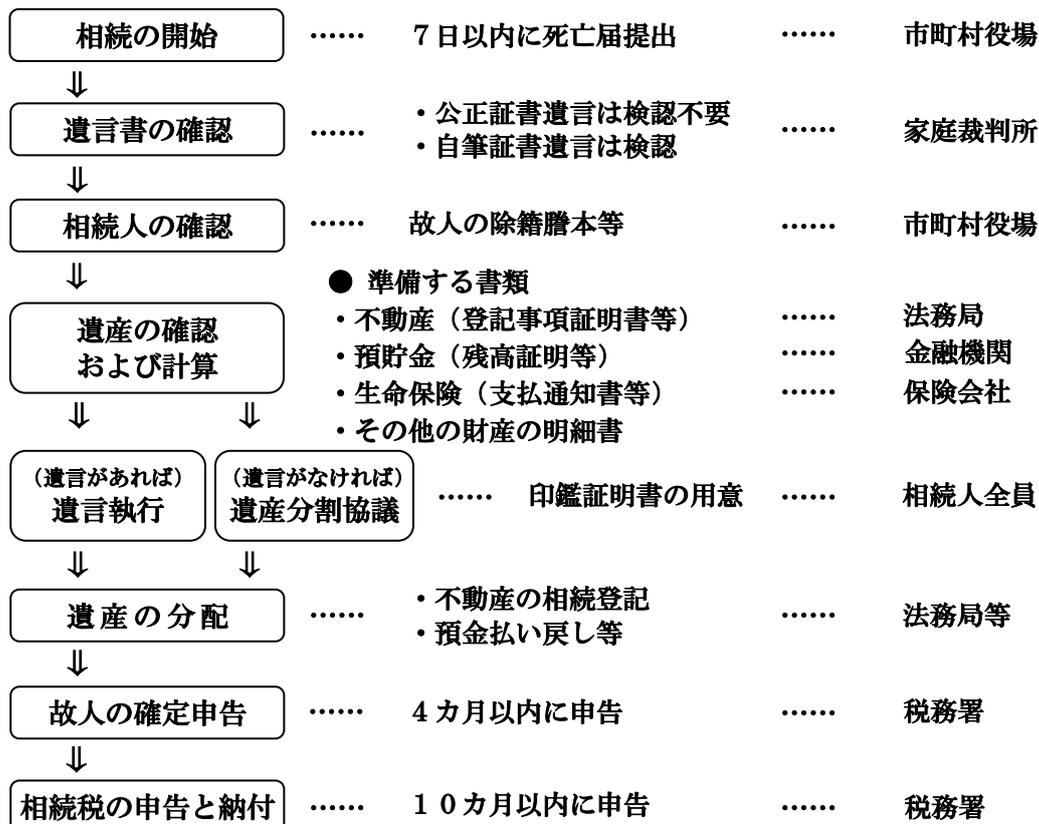


財産を貰ったときの相続税申告は？

Q 2カ月前に父が亡くなりました。相続税が課税されると思いますが、その手順を教えてください。

A 相続などで一定の金額以上の財産を貰った人は、相続の開始（通常は死亡した日）の翌日から10カ月以内に、亡くなった人の住所地の所轄税務署に申告・納付が必要です。



- ※ 1. 自筆証書遺言を法務局に保管している場合は、検認不要です。（令和2年7月10日から施行）
2. 税務調査は遺産の計上洩れ等があると思われる申告について、実施される場合があります。

▶ 相続税の基礎控除額

| 法定相続人 | 基礎控除額 | 計 算 |
|---------|---------|-----------------------------|
| 配偶者と子2人 | 4,800万円 | 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人(3人) |
| 子2人 | 4,200万円 | 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人(2人) |

原則として、亡くなった人のすべての遺産額から葬式費用などの債務控除を差し引いた「正味の遺産額」が「基礎控除額」以下であれば、相続税はかかりません。

※ 遺産の前渡しである下記の適用がある場合は、「正味の遺産額」に加算します。

- イ. 相続時精算課税の適用を受けた財産の価額
- ロ. 暦年課税による一定期間の贈与財産の価額

(ワンポイントアドバイス) 相続申告は10カ月以内に申告・納税！

※ 令和8年2月現在の税制に基づいています。今後税制改正等があった場合内容が変わります。